

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(H30.4.20 第 449 号より)

●睡眠不足の確認が点呼で必要になります

事業者が乗務員を乗務させてはいけない事項に「睡眠不足」が追加されました。(4月20日公布、6月1日施行)

乗務前点呼において、睡眠不足で乗務員が安全運転出来ないおそれがないかを確認しなければなりません。また、点呼時の記録事項に「睡眠不足の状況」が追加されます。

運転者は、睡眠不足により安全運転が出来ないおそれがあるときは事業者に申し出なければなりません。

詳細は下記をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html

●貸切バスの衝突事故情報

4月19日(木)午後4時30分頃、山梨県の有料道路において、貸切バスが乗客29名を乗せ運行中、対向車線からセンターラインを越えて進行してきたワゴン車と衝突した。

この事故により、ワゴン車の運転者と同乗者の3名が重傷を負い、貸切バスの乗客とワゴン車の同乗者あわせて15名が軽傷を負った模様。